

2. 済生会松山老人保健施設にぎたつ苑

通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 通所リハビリテーションの目的と運営方針

【目的】

ご契約者（ご利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

【運営方針】

当施設は、介護サービスを提供するにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者が安心した生活を送れるような介護を目指します。

2. 施設の概要

（1）施設の名称等

施設名	済生会松山老人保健施設にぎたつ苑
開設年月日	平成4年5月
所在地	愛媛県松山市山西町841-1
電話番号	089-951-6600
FAX 番号	089-951-1086
介護保険事業所番号	3857780138
管理者名	施設長 山本 昌也
通常の事業の実施地域	松山市（旧北条市、旧中島町を除く）

（2）施設の職員体制

職 種	員 数	業 務 内 容
医 師	1 名	利用者の診療、健康管理、保健衛生指導、他施設・医療機関との連携。利用開始・終了の決定。
介護職員	13 名	利用者の日常生活の介護、支援。ケアプランの検討と実施
リハビリ (作業・理学療法士)	11 名	医師の指示に基づく利用者のリハビリテーション。リハビリマネジメントに基づくリハビリ計画書の作成。ケアプランの検討と実施。
看護師	6 名	医師の指示に基づく利用者の看護、診療の介助、健康維持管理等。利用者の日常生活に対する保健衛生指導。ケアプランの検討と実施。
運転手	3 名	利用者の送迎
管理栄養士	1 名	医師の指示に基づく利用者の栄養摂取量の調整及び栄養指導。給食献立表の作成及び調理実務指導。給食材料の食品栄養分析。給食材料の発注、受注管理、請求伝票の仕分け。

（3）利用定員 70 名

(4) 利用日及び利用時間帯

利 用 日	月～土（日曜日、1月1日～3日は休み）
営 業 時 間	月～土 9時～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時～16時30分 (利用者のご希望により延長サービスも応じることが出来ます。)
送 迎 時 間	月～土（朝） 8時～9時 9時～10時 (夕) 16時～16時30分 16時30分～17時30分

3. サービス内容

- (1) 送迎
- (2) リハビリテーションマネジメントによる通所リハビリテーション計画の立案
- (3) 日常生活における健康維持・管理（服薬など）
- (4) 日常生活における介護や支援
 - ①食事（身体機能、病状別に提供。栄養改善等）
 - ②口腔ケア（口腔機能向上等）
 - ③入浴（身体機能によって、一般浴・機械浴に分けて実施）
 - ④排泄
 - ⑤環境整備
- (5) レクリエーションや教養娯楽（各教室、催しもの等）
- (6) リハビリテーションマネジメントによるリハビリテーション（短期集中個別リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーション、生活行為向上リハビリテーション、集団リハビリテーション等）
- (7) 安全管理体制（事故防止対策）
- (8) 感染防止対策（食中毒、インフルエンザ等）
- (9) 身体拘束廃止の取り組み
- (10) じょく創の対策
- (11) 衛生管理
- (12) 相談苦情対応
- (13) 居宅支援事業所との連携
- (14) 他施設、医療機関との連携

* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談下さい。

4. 料金・支払い

- (1) 基本料金（介護保険料負担金）・加算料金
- (2) 食費（食材料費・調理費）
- (3) その他
別途資料の利用料金表をご覧ください
- (4) 支払い方法
原則的に金融機関の自動引き落としとなります

5. 留意事項

(1) 利用中の面会

家族様の承諾が必要になります。

(2) 利用の中止、変更、追加

ご利用者のご都合により、通所リハビリテーションの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。

この場合は、サービス実施の前日までに必ず担当ケアマネージャーか当施設に申し出てください。申し出なく利用された場合には、別途サービス利用料金をご負担していただく場合があります。

(3) 利用予定日に欠席される場合

利用予定日に欠席される時は、当日 9 時 30 分までにご連絡下さい。

上記時間までに、ご連絡がなくお休みされても食事代はお支払いただくことになります。

(4) 外出 施設長の許可が必要です。

(5) 飲酒 施設長の許可が必要です。

(6) 喫煙 禁煙です。

(7) 火気の取り扱い

火気の持ち込みは原則禁止です

(8) 設備・備品

故意に器物の及び備品を破損したり、許可なくして施設外に持ち出したりしないでください。

(9) 所持品の持ち込み

最低限度必要なものをご準備下さい。なお、所持品にはすべて記名してください。

(10) 金銭・貴重品の管理

持ち込みは自粛してください。やむを得ない場合は保管庫にてお預かりさせていただきます。紛失に関しては、当施設は一切責任を負いません。

(11) 利用時間中の医療機関の受診

利用時間中の医療機関での受診は原則できません。緊急を要する場合は、速やかに施設までご連絡下さい。

(12) 事故発生時の対応

事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村、等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に事故が発生し、管理責任が事業所に有る場合には損害賠償を速やかに行います。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

(13) 緊急時の対応

施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合はご家族に連絡し同意の上、協力機関、かかりつけ医、又は救急病院に診療を依頼する場合があります。

6. 非常災害対策

(1) 防災設備 消火器等

(2) 防災訓練 年 2 回

7. 禁止事項

当施設では、利用者に対しての「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止。

8. 苦情に関して

提供されたサービスに苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

問い合わせ先：

にぎたつ苑(代表 089-951-6600)

他機関は、

松山市介護保険課(089-948-6968)

愛媛県国民健康保険団体連合会(089-968-8800)

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会(089-998-3477)

事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。また、利用者が苦情申し立て等を行なったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

9. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。